ロ　次のいずれかに該当する方法によって、加工中に工具経路、送り速度又はスピンドルデータを修正するために内部データを実時間で処理することができるもの

（一）　計測サイクル及びソースデータへのアクセスにより、二軸以上の加工を行うためのパートプログラムデータを自動的に計算し、及び修正する方法

（二）　測定された複数の物理変数及び加工命令を変更するための計算モデルによる処理を用いることにより、工程を最適化する適応制御による方法

ハ　ＣＡＤデータを受信し、これを工作機械に対する加工命令として処理することができるもの

第四十四条　輸出令別表第二の三第二号ヒに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　クローキング又は適応型の迷彩に用いられる材料

二　高エントロピー合金

三　ホイスラー化合物

四　キタエフ材料（キタエフ量子スピン液体を含む。）

第四十五条　輸出令別表第二の三第二号モに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であって、次のいずれかに該当するものとする。

一　印刷方式に用いられるもの

二　有機エレクトロニクスに用いられるもの

第四十六条～第六十四条　［略］

［新設］

［新設］

第三十三条～第五十一条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年五月二十日から施行する。